令和4年7月20日制定 全部改正 令 和 4 年 規 程 第 7 3 号

国立大学法人大分大学における研究成果有体物取扱規程(平成18年規程第2号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学(以下「法人」という。)における研究・教育等の成果有体物の適正な取扱いについて必要な事項を定め、もって成果有体物に係る技術移転等を推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 職員等 法人の役員若しくは職員,研究員,客員研究員又は学生をいう。
 - (2) 成果有体物 職員等が創作又は取得した試薬,試料(微生物,作物,新材料,土壌, 岩石,植物新品種,ウイルス,細胞,核酸,タンパク質等を含む。),実験動物,試作品, モデル品,化学物質,菌株,学術データ,実験データ等の研究目的に使用可能で,有形 かつ技術的観点から付加価値を有するものをいい,論文,講演,作品その他の著作物に 関するものを除く。この場合において,成果有体物が増殖又は繁殖可能なものであると きは,その増殖物及び子孫も成果有体物とみなす。
 - (3) 作製 成果有体物の創作又は抽出をいう。
 - (4) 作製者 職員等として成果有体物の作製又は作製の指導を行った者をいう。
 - (5) 提供 成果有体物を有償又は無償で外部機関において使用させるために譲渡又は貸与 すること(分析依頼のための提供及び特許出願のための生物寄託を除く。)をいう。
 - (6) 部局 国立大学法人大分大学部局を定める規程(平成16年規程第157号)第2条 第2項第1号に規定する部局をいう。

(成果有体物の帰属)

- 第3条 成果有体物の所有権並びに成果有体物に係る全ての権利及び法的地位は、特段の定めの ある場合を除くほか、法人に帰属する。成果有体物を一部改変したものについても、同様とする。
- 2 成果有体物は、国立大学法人大分大学固定資産管理規程(平成19年規程第19号)に基づいて登録する場合のほか、特段の登録を必要としないものとする。

(管理)

- 第4条 成果有体物の管理は、作製者が行い、その管理責任を負うものとする。
- 2 部局の長は、所掌する部局の研究成果物の管理、保存及び処分に対して責任を負うものとする。

(提供の届出)

第5条 職員等は、成果有体物について第2条第5号に規定する提供を行う場合は、別に定める ところにより、速やかに研究マネジメント機構産学官連携推進センター知的財産管理部門長(以 下「部門長」という。)に届け出なければならない。

(有体物提供契約対象の認定)

- 第6条 部門長は、前条の届出を受理したときは、その届出に係る成果有体物が、第9条の有体 物提供契約の対象であるかどうかについて認定を行うものとする。
- 2 部門長は、前項において有体物提供契約の対象ではないと認定したときは、その旨を速やかに当該職員等に通知するものとする。

(無償の許可)

第7条 法人は、研究・教育等を目的とする成果有体物を提供する場合は、提供先との間で成果 有体物の取扱いに関する契約を締結した後、当該成果有体物を無償で提供することができる。 ただし、当該提供に係る成果有体物の作製に必要な経費については、徴収することができる。

(有償の許可)

第8条 法人は、産業利用、収益事業その他研究・教育等の目的以外の目的で成果有体物を提供する場合は、提供先との間で成果有体物の取扱いに関する契約を締結した後、当該成果有体物を有償で提供することができる。

(有体物提供契約)

第9条 法人が有体物を外部機関等に提供する場合は、当該外部機関等と有体物提供契約を締結 するものとする。

(提供奨励金)

- 第10条 法人が成果有体物を提供することにより収入を得た場合は、その作製者に対して提供 奨励金を支払うものとする。
- 2 前項の提供奨励金の配分については、国立大学法人大分大学職務発明等における相当の利益 に関する細則(平成30年細則第12号)第3条の規定を準用する。
- 3 第1項の提供に当たり、成果有体物の作製に関し必要経費が発生した場合は、得られた収益の額から当該必要経費に相当する額を差し引いた額を、当該提供に係る収益の額とみなす。
- 4 前項の場合において、得られた収益のうち必要経費に相当する額については、作製者の所属 又は主担当となる部局に配分するものとする。

(外部機関からの成果有体物の受入れ)

- 第11条 職員等は、研究・教育を目的として、外部機関から成果有体物を受け入れる場合は、 所定の届出書により学長に届け出るものとする。
- 2 職員等は、前項の受入れに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 成果有体物の受入れに関し、当該外部機関から同意を得ること。
 - (2) 成果有体物の受入れに関し、法令又は法人の内部規則等に違反しないこと。
 - (3) 受け入れる成果有体物を適正に管理すること。
 - (4) 成果有体物に係る目的達成後又は取扱期間終了後の成果有体物の処理方法 を明確にすること。
 - (5) 知的財産権が発生した場合の対応について、当該外部機関から同意を得ること。
 - (6) 成果有体物の第三者への移転の可否及びその手続について定めること。

(外部機関への成果有体物の提供の禁止)

- 第12条 職員等は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、成果有体物を外部機 関に提供してはならない。
 - (1) 学長が成果有体物の提供を禁止した場合
 - (2) 成果有体物の提供が法令又は法人の内部規則等に違反する場合
 - (3) 成果有体物の提供が国及び法人の定める倫理指針に違反する場合
 - (4) 外部機関の研究者が作製したものであって,成果有体物の提供が禁止されている場合
 - (5) 成果有体物を提供することにより研究・教育に支障を生じる場合

(外部機関等との契約)

第13条 職員等の外部機関等への転籍,異動等に当たり,転籍先又は異動先に第2条第1項の成果有体物を持ち出す場合において必要と認めるときは,当該外部機関等と職員等との間で有体物提供契約を締結するものとする。

(秘密の保持等)

第14条 職員等は、成果有体物に関し、その内容並びに当該職員等及び法人の利害に関係のある事項について、必要と認められる期間、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか,成果有体物の取扱いに関し必要な事項は,別に定める。

附則

この規程は、令和4年7月20日から施行する。